

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年9月30日
【計算期間】	第2期中（自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日）
【ファンド名】	UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ－ KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド (UBS Universal Trust (Cayman)Ⅲ－ KKR Private Markets Equity Fund)
【発行者名】	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ブライアン・バークホルダー (Director, Brian Burkholder)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1－1104、グランド・ケイマン、ジョージ・ タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309 (P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 安達理 同 橋本雅行
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 前田康熙 同 伊藤公洋 同 川崎恵 同 足立暁 同 田中滉大
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するUBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド（UBS Universal Trust (Cayman)III- KKR Private Markets Equity Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次の通りです。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2026年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資法人投資証券	ケイマン諸島	208,255,631.74	95.5
現預金・その他の資産（負債控除後）		9,804,626.74	4.5
合計 （純資産総額）		218,060,258.48 （約35,047百万円）	100.0

- （注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。
- （注２）米ドルの円換算額は、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）によります。以下、別段の定めのない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。
- （注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年８月１日から2026年７月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格 ^(注１)	
	米ドル	円（千円）	米ドル	円
2025年８月末日	160,310,030.89	25,765,028	102.01	16,395
2025年９月末日	174,345,838.60	28,020,863	103.85	16,691
2025年10月末日	178,875,667.99	28,748,897	103.91	16,700
2025年11月末日	187,502,528.64	30,135,406	105.10	16,892
2025年12月末日	193,560,694.22	31,109,075	106.83	17,170
2026年１月末日	196,043,608.32	31,508,129	107.50	17,277
2026年２月末日	200,707,985.99	32,257,788	108.06	17,367
2026年３月末日	209,737,290.88	33,708,977	109.12	17,538
2026年４月末日	210,068,682.76	33,762,239	109.70	17,631
2026年５月末日	215,044,980.51	34,562,029	111.03	17,845
2026年６月末日	218,836,347.87	35,171,378	112.37	18,060
2026年７月末日	218,060,258.48	35,046,645	112.65	18,105

（注１）受益証券１口当たり純資産価格（以下「基準価額」といいます。）

（注２）上記「純資産総額」および「基準価額」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および基準価額を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

2025年8月1日から2026年7月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率（％）
2025年8月1日～2026年7月末日	10.43

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a＝2026年7月末日の基準価額＋当該期間の分配金の合計額

b＝2025年7月末日の基準価額

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）
2025年 (2025年4月30日～2025年12月末日)	6.83
2026年 (2026年1月1日～2026年7月末日)	5.45

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

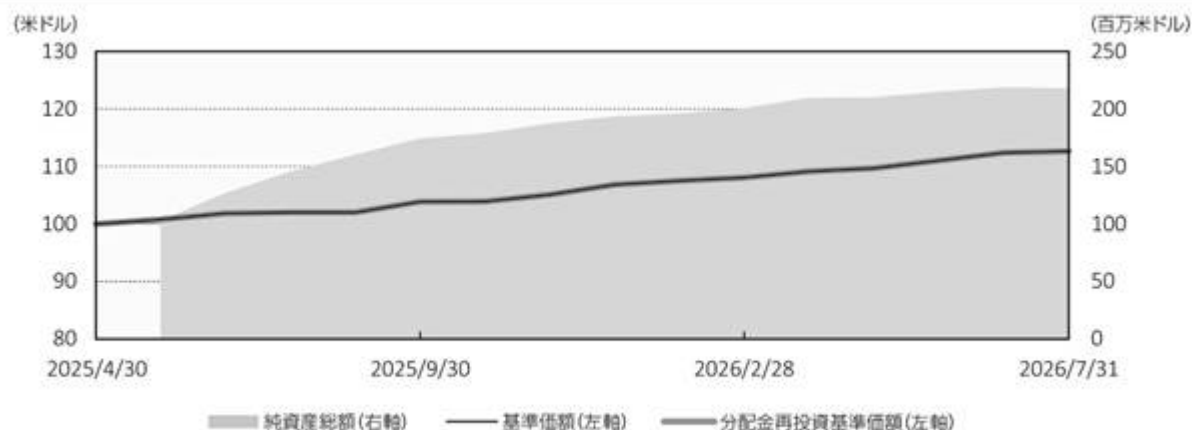
a＝暦年末（2026年については7月末日）の基準価額＋当該期間の分配金の合計額

b＝当期直前の期間の最終日の基準価額

2025年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

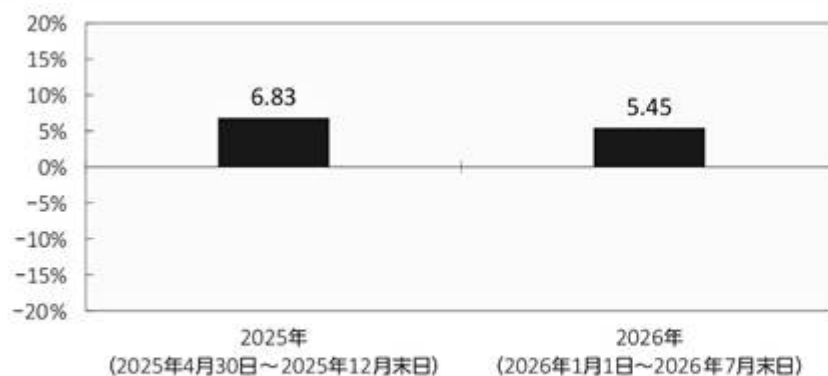
（参考情報）

基準価額および純資産の推移



※これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は基準価額と等しくなります。

収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2026年については7月末日)の基準価額 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の基準価額

2025年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

2【販売及び買戻しの実績】

2025年8月1日から2026年7月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2026年7月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2025年8月1日～ 2026年7月末日	573,129 (573,129)	64,263 (64,263)	1,935,810 (1,935,810)

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

資産負債計算書

2026年6月30日（未監査）

（単位：米ドル）

	USD	千円
資産		
中間ファンドへの投資、公正価値（取得原価 183,750,000米ドル）	207,465,152	33,343,799
現金および現金同等物	9,181,957	1,475,724
以下に対する未収金：		
発行済受益証券	1,173,587	188,619
中間ファンドへの投資の売却	1,755,580	282,157
その他資産	190,775	30,661
資産合計	219,767,051	35,320,960
負債		
以下に対する債務：		
販売報酬	310,223	49,859
投資運用会社報酬	138,830	22,313
管理会社代行サービス会社報酬	133,107	21,393
設立費用	119,552	19,214
報酬代行会社報酬	79,865	12,836
代行協会員報酬	52,992	8,517
管理事務代行報酬	43,452	6,984
登録事務代行会社報酬	35,907	5,771
専門家報酬	16,775	2,696
負債合計	930,703	149,583
純資産	218,836,348	35,171,378
クラスJ	218,836,348	35,171,378
発行済受益証券口数		
クラスJ	1,947,385	
受益証券1口当たり純資産価値		
クラスJ	112.37	18

添付の注記は、本財務諸表の不可分の一部である。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

損益計算書

2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）

（単位：米ドル）

	USD	千円
投資収益		
受取利息	112,577	18,093
投資収益合計	112,577	18,093
費用		
販売報酬	717,470	115,312
管理会社代行サービス会社報酬	256,239	41,183
投資運用会社報酬	204,992	32,946
報酬代行会社報酬	153,744	24,710
代行協会員報酬	102,524	16,478
管理事務代行報酬	71,395	11,475
登録事務代行会社報酬	45,360	7,290
専門家報酬	18,200	2,925
設立費用	14,230	2,287
保管会社報酬	328	53
登録費用	98	16
費用合計	1,584,580	254,674
純投資（損失）	(1,472,003)	(236,580)
実現および未実現利益（損失）：		
以下に係る純実現利益／（損失）：		
中間ファンドへの投資	446,949	71,834
純実現利益	446,949	71,834
以下に係る未実現評価損益の純変動：		
中間ファンドへの投資	11,605,264	1,865,198
未実現評価益の純変動額	11,605,264	1,865,198
純実現および未実現利益	12,052,213	1,937,032
運用による純資産の純増加額	10,580,210	1,700,451

添付の注記は、本財務諸表の不可分の一部である。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

純資産変動計算書

2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）

（単位：米ドル）

	USD	千円
運用による純資産の純増加（減少）額		
純投資（損失）	(1,472,003)	(236,580)
純実現利益	446,949	71,834
未実現評価益の純変動額	11,605,264	1,865,198
運用による純資産の純増加	10,580,210	1,700,451
本シリーズ・トラストの受益証券取引による純資産の純増加額	14,695,444	2,361,852
純資産の純増加額	25,275,654	4,062,303
純資産		
期首	193,560,694	31,109,075
期末	218,836,348	35,171,378

クラスJ

シリーズ・トラストの受益証券取引

受益証券		
発行	183,360	
買戻し	(47,753)	
受益証券の純増減	135,607	
額		
発行	19,826,053	3,186,443
買戻し	(5,130,609)	(824,591)
シリーズ・トラストの受益証券取引による純増	14,695,444	2,361,852

添付の注記は、本財務諸表の不可分の一部である。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

決算概要

2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）

（単位：米ドル）

	USD	円
受益証券1口当たりデータ（抜粋）：		
	クラスJ	
期首の受益証券1口当たり純資産価額	106.83	17,170
純投資（損失） ⁽¹⁾	(0.77)	(123.75)
投資の純実現および未実現利益	6.31	1,014
投資運用による利益合計	5.54	890
期末の受益証券1口当たり純資産価額	112.37	18,060
トータル・リターン ⁽²⁾	5.19%	
期末純資産	218,836,348	35,171,377,851
平均純資産に対する経費率 ⁽³⁾	1.52%	
平均純資産に対する純投資（損失）の比率 ⁽³⁾	(1.41)%	

(1) 当該期間中の平均発行済受益証券口数に基づき算出。

(2) 1年未満の期間については年換算していない。

(3) 1年未満の期間については年換算している。ただし、専門家報酬、設立費用、およびその他特定の費用は除く（該当する場合）。

添付の注記は、本財務諸表の不可分の一部である。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

投資明細表

2026年6月30日（未監査）

(単位：米ドル)

株式	説明	純資産の割合 (%)	公正価値
			USD
	中間ファンド		
	米国		
7,186,185	KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド（ケイマン）SP ⁽¹⁾⁽²⁾	94.8	207,465,152
	米国合計		207,465,152
	中間ファンド合計（取得原価 183,750,000米ドル）	94.8	207,465,152
	負債差引後の現金およびその他の資産	5.2	11,371,196
	純資産	100.0%	218,836,348

- (1) 関連当事者投資を示している。
- (2) 当該証券は、投資運用会社により公正価値で評価されている。

2026年6月30日時点において、本シリーズ・トラストはKKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド（ケイマン）SPの純資産の100.6%を保有している。本シリーズ・トラストの純資産の5%を超える、中間ファンドの個別発行者の公正価値に対する本シリーズ・トラストの持分比率は以下のとおり：

説明	シリーズ・トラストの 公正価値に対する 持分相当額	純資産に対する 割合
中間ファンドへの投資		
投資対象ファンドクラスB（USD）	\$ 207,877,795	95%

ポートフォリオの略称

USD

米ドル

中間ファンド情報

買戻方針

本ファンドはオープンエンド型であり、投資家は四半期ごとに買戻請求を行うことができ、当該買戻日に適用される純資産価値で買戻しが行われる。買戻しには、パラレル・ピークルのすべての純資産総額の5%を上限とする四半期ごとの合計制限が適用される。投資家の申込日から2年以内に行われた買戻しについては、最大5%の早期買戻控除が適用される場合があり、また、特定の状況下では0.30%の流動性ペナルティが課される場合もある。

応募方針

本サブファンドへの初回最低投資額は、米ドルシェアクラスが3千万米ドル、ユーロシェアクラスが3千万ユーロ、豪ドルシェアクラスが3千万豪ドルであり、また、当該各シェアクラスにおける最低追加投資額は、米ドルシェアクラスが5千米ドル、ユーロシェアクラスが5千ユーロ、豪ドルシェアクラスが5千豪ドルとなる。

管理手数料規定

投資運用会社は、各シェアクラス（クラスEを除く）の純資産価値額に対し、年率最大1.25%の運用報酬を受け取る権利を有し、当該報酬は月次で計算・支払われる。当該報酬は、中間ファンドから、または代替として、重複することなく、中間ファンド、投資対象ファンドおよび/もしくはパラレル・ファンドから支払われる。KKRまたはその関連会社を受領する特定の取引手数料、モニタリング手数料、解約手数料、およびこれらに類する手数料は、将来の運用報酬またはその他の未払金と相殺される場合がある。

インセンティブ報酬（運用成果分配金）方針

K Primeアグリゲーターのジェネラル・パートナーは、年率5%のハードルレート、ハイウォーターマーク、および100%のキャッチアップ・メカニズムを条件として、トータルリターンの15%に相当する運用成果分配金を得る権利を有する。インセンティブ報酬は、年次で算定し、月次で発生し、現金、または本ファンド、投資対象ファンドもしくはパラレル・エンティティの持分により支払われる場合がある。

添付の注記は、本財務諸表の不可分の一部である。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド**財務諸表注記****2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）**

（単位：米ドル）

1. 組成

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド（以下「本シリーズ・トラスト」という）は、ケイマン諸島の信託法の下で2013年12月2日付のマスター・トラスト証書に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下「本トラスト」という）のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、2025年2月18日付の信託約款補則に基づき設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託者」という）により締結された。本シリーズ・トラストは、2025年4月30日に運用を開始した。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に基づく免除ユニット・トラストであり、2014年1月22日にケイマン諸島の投資信託法（改訂済）に基づき登録されている。

受託会社（および本シリーズ・トラスト）の登録事務所はケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ（One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands）に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」という）である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下、それぞれ「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という）である。

UBS AG ロンドン支店（以下「UBS AG」という）が、報酬代行会社（以下「報酬代行会社」という）として機能する。

管理会社は、大和証券株式会社に対し、代行協会員（以下「代行協会員」という）として業務を行う権限を与えた。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下、「投資運用会社」という）である。

管理会社は、大和アセットマネジメント株式会社に対し、管理会社代行サービス会社（以下「管理会社代行サービス会社」という）として業務を行う権限を与えた。

管理会社は、大和証券株式会社に対し、日本における受益証券の販売会社（以下、「販売会社」という）として業務を行う権限を与えた。

現在、本シリーズ・トラストにおいては、以下の1種類のユニットクラスが発行可能である：クラスJユニット 本シリーズ・トラストおよびクラスJユニットは、米ドル建てで表示される（「USD」または「\$」）。

本シリーズ・トラストの投資目的は、グローバルなプライベート・エクイティ市場への投資を通じて、公開市場と比較してボラティリティが低く、魅力的なリスク調整後リターンを創出し、中長期的なキャピタル・ゲインを獲得することである。本シリーズ・トラストは、その投資目的の達成をめざし、KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド（CYM）エスピー（以下「中間ファンド」といいます。）の米ドル建てクラスJ投資証券（以下「中間ファンド投資証券」という。）に、ファンドの資産のほぼすべてを投資することが企図されている。中間ファンドは、ケイマン諸島の免除分離ポートフォリオ有限責任会社であるKKR KシリーズSPC（ケイマン）のオープン・エンド型の合同運用型分離ポートフォリオである。

中間ファンドは、その資産のすべてまたは実質的にすべてを、中間ファンドの投資を間接的に保有する目的で設立されたオンタリオ州のリミテッド・パートナーシップであるK-PRIMEアグリゲーター・エルピー（K-PRIME Aggregator L.P.）（以下「投資対象ファンド」といい、中間ファンドおよびパラレル・ファンド（以下に定義されます。）と総称して「K-PRIME」という。）を通じて投資する。中間ファンドは、ストラクチャリング、規制、税務および効率的な運用等の目的のために、本シリーズ・トラストと投資対象ファンドとの間に存在する別個のファンドである。

本シリーズ・トラストは、米ドル現金および短期金融商品（マネー・マーケット・ファンド、銀行預金、譲渡性預金証書その他短期金融商品を含すが、これらに限りらない。）（以下米ドル現金と総称して「流動資産」という。）を保有することもある。受益者から受領した購入代金のうち、投資運用会社（以下に定義します。）によりまだ投資されていない部分は、流動資産として保有され、本シリーズ・トラストのパフォーマンスに影響を与える「キャッシュ・ドラッグ」を引き起こす可能性がある。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

財務諸表注記（続き）

2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）

（単位：米ドル）

投資運用会社は、中間ファンドおよび流動資産で構成される本シリーズ・トラストのポートフォリオの一部に関して、投資に関する日々の意思決定および継続的な監視に責任を負うものとする。

2026年6月30日時点において、本シリーズ・トラストは、中間ファンドの純資産の100.6%を保有している。

現在、中間ファンドには、クラスR（米ドル）、クラスR（ユーロ）、クラスN（米ドル）、クラスN（ユーロ）、クラスNA（ユーロ）、クラスE（米ドル）、クラスI（豪ドル）、およびクラスJ（米ドル）の8種類のユニットクラスがある。本シリーズ・トラストは、中間ファンドのクラスJ（米ドル）の参加型持分を購入することで、投資対象ファンドに投資している。中間ファンドはいずれの営業日でも、これらの株式を買い戻すことが可能である。

中間ファンドのポートフォリオにおける公正価値の変動、およびこれに対応する中間ファンドの公正価値の変動によって、本シリーズ・トラストに損失が生じる可能性がある。

最終買戻日

本シリーズ・トラストは、信託約款の規定により早期終了した場合を除き、2030年12月31日および強制買戻事由の発生後の実務上可能な直近の買戻日のうち、より早い方の日（以下、「最終買戻日」という）まで存続するものとする。

受託会社および管理会社が、以下のいずれかが最初に発生した時点で各クラスのすべての受益証券を強制的に買戻しすることに合意した場合：

- (i) ある評価日における純資産価値が20,000,000米ドルまたはこれを下回り、かかる評価日またはそれ以降において、管理会社がすべての受益証券につき、影響を受ける全受益者に通知することにより強制的に償還すべきと判断する場合。または、
- (ii) 管理会社が受託会社と協議の上、すべての受益証券を強制的に買戻しすることを決定した場合（これには、いかなる理由によるものであれ、管理会社が受託会社と協議の上、最終買戻日前に中間ファンドが早期終了することを含む、すべての受益証券を強制買戻しすることを決定する状況が含まれるが、これらに限定されない）、（それぞれを「強制買戻し事由」という）。

強制買戻し事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に、受益証券1口当たりの最終買戻価格で買戻される。各ユニットクラスにおける1口当たりの最終買戻価格は、本目論見書および本目論見書補完書面46に従い、管理事務代行会社の単独の裁量に基づき、最終買戻日（かかる日が評価日でない場合、その直前の評価日）における当該ユニットクラスの1口当たり純資産価値（「純資産価値」とは、総資産から未払いの報酬および費用を含む負債を差し引いた額をいう）として計算される。買戻日とは、2025年9月の取引日を含む、3月、6月、9月、12月の各取引日であるとともに、本シリーズ・トラストに対するファンド障害事由が発生していない日、および／または本シリーズ・トラストについて管理会社が適宜決定する日または期間を指す。受益者は、最終買戻日前のいずれかの買戻日に買戻される各ユニットクラスの受益証券1口につき、当該買戻日（当該買戻日が評価日でない場合は、その直前の評価日）における当該ユニットクラスの1口当たり純資産価値に相当する額（以下「買戻価格」という）を受け取ることができる。最終買戻日以前の受益証券の各買戻し時点において、買戻し対象となる各受益証券に対して、受益証券1口当たり純資産価値の0.30%として計算される買戻手数料（以下「買戻手数料」という）が適用される。買戻手数料は本シリーズ・トラストに対して支払われ、同トラストがこれを留保する。

本財務諸表は、2026年8月28日付で受託会社により承認され、発行が許可された。

2. 重要な会計方針の概要

本シリーズ・トラストの財務諸表は、2026年1月1日から2026年6月30日までの期間を対象としている。

表示の基礎

本財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されている。本シリーズ・トラストは投資会社であり、米国財務会計基準審議会（FASB）の会計基準編纂書（ASC）第946号「金融サービス-投資会社」に定める会計および報告指針に従う。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド**財務諸表注記（続き）****2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）**

（単位：米ドル）

本シリーズ・トラストは、ASC 第230号「キャッシュ・フロー計算書」に基づき、キャッシュ・フロー計算書の作成を免除されるための以下の要件を満たしており、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことを選択した：

- (i) 2026年6月30日現在、および同日に終了する6カ月間において、本シリーズ・トラストの投資は実質的にすべて、公正価値で計上されており、公正価値階層のレベル1もしくはレベル2に分類されているか、または公正価値を決定するための実務上の簡便法として純資産価額（NAV）を用いて測定されており、かつ、常に短期で償還可能である
- (ii) 2026年6月30日時点、および同日に終了する6カ月間において、本シリーズ・トラストの債務残高はほとんど存在しない、もしくはまったく存在しなかった
- (iii) 純資産変動計算書は、本書に記載している。

見積りの使用

GAAPに準拠して財務諸表を作成するにあたっては、経営者が、投資の公正価値を含む資産および負債の報告額、財務諸表日現在の偶発資産および偶発負債の開示、ならびに報告期間中の収益および費用の報告額を決定する際、見積りおよび仮定を行うことが求められる。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

未払買戻金

買戻しは、買戻通知に基づく請求金額が確定した時点で負債として認識される。これは通常、会計四半期の最終日に発生する。金額が確定していない受領済みの買戻通知は、償還額および解約口数算定に用いる純資産価額が確定するまで、純資産に計上される。2026年6月30日を効力発生日とする \$OPEN の買戻しがあったが、これらの金額は確定しておらず、算定可能でもないため、純資産に計上した。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

管理事務代行会社は、各月の最終暦日である各評価日の午後4時時点（ボストン時間）、または、信託証書に規定され、本目論見書に詳述されている原則に基づき、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に従って運用会社が本シリーズ・トラストに関して随時決定する評価日のその他の時刻に、純資産価額を算出する。

管理事務代行会社がこのように算出した純資産価額は、以下のとおり：

- (i) 本シリーズ・トラストの勘定において中間ファンドに対して行われた投資の価値は、中間ファンドの管理会社が決定した直近で入手可能な中間ファンドの純資産価額（NAV）に基づいて算出される。
- (ii) 流動資産に関しては、米ドル建て現金については実際の米ドル建て現金価値とし、短期金融商品に関しては、管理会社が完全かつ信頼性が高く、かつ正確であると判断する時価に関する情報源、資料およびシステムに基づき、またはこれらを参照して算出される。
- (iii) 上記(i)および(ii)のいずれについても、特定の評価日時点で作成されるものであり、したがって、管理会社が別途決定しない限り、その後の市場価値や価格の変動、またはその算定に関連するその他の要因は反映されない。

(B) 有価証券評価

公正価値測定 — 米国会計基準に基づく公正価値の測定および開示に関する権威あるガイダンスに従い、本シリーズ・トラストは、公正価値の測定に用いる評価手法へのインプットを優先順位付けした階層構造において、その投資の公正価

値を開示している。本階層は、活発な市場における同一の資産又は負債の調整前の相場価格に基づく評価の優先順位を最も高く（レベル1の測定）、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価の優先順位を最も低くしている（レベル3の測定）。本ガイダンスでは、公正価値階層として以下の3つのレベルを定めている：

- ・ レベル1 — 評価手法へのインプットは、測定日時点で、活発な市場において同一の金融商品について入手可能な相場価格である。レベル1に含まれる金融商品の種類には、活発な市場で取引されている、株式やデリバティブなどの売買制限のない有価証券が含まれる。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

財務諸表注記（続き）

2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）

（単位：米ドル）

- レベル2 — 評価手法へのインプットは、活発な市場における相場価格以外のものであり、測定日において直接的または間接的に観察可能なものである。本カテゴリにおける金融商品の種類には、活発な市場に上場されているが流動性の低い制限付証券、活発な市場以外で取引される証券、国債および政府機関債、ならびに公正価値が観察可能なインプットに基づく特定の店頭デリバティブが含まれる。
- レベル3 — 評価手法へのインプットが観察不能であり、かつ公正価値測定全体にとって重要であるもの。公正価値の算定におけるインプットには、経営者による重要な判断や見積りが必要となる。この区分に含まれる金融商品には、非公開企業への投資、および公正価値が観察不可能なインプットに基づく特定の店頭デリバティブが含まれる。

インプットは様々な評価手法を適用する際に使用されるものであり、広くは、市場参加者が評価の意思決定を行う際に用いる仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、特定および広範な信用データ、流動性統計、およびその他の要因が含まれる場合がある。金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルに基づき決定される。ただし、「観察可能」とは何を指すかの判断には、投資運用会社による高度な判断が求められる。投資運用会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであると見なす。本階層における金融商品の分類は、当該商品の価格の透明性に基づくものであり、投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致するとは限らない。

活発な市場における市場価格に基づいて価値が決定される投資は、レベル1に分類される。

活発とは見なされない市場で取引される投資ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。

中間ファンドの公正価値は、当該ファンドの目論見書に定められた評価方針に従い、同ファンドの管理事務代行会社から提供される公式に公表された1口当たり純資産価額に基づいて算出される。

実務上の簡便法として純資産価額を用いて測定される非公開投資会社は、公正価値ヒエラルキーには分類されない。

以下は、本シリーズ・トラストが保有する資産および負債の価値測定にあたり、2026年6月30日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：^{*}

投資	同一の投資に関する活発な市場における未調整の相場価格 (レベル1)	重要なその他の観察可能なインプット (レベル2)	重要な観察不能なインプット (レベル3)	純資産価額で測定される投資	2026年6月30日時点の公正価値
中間ファンド	\$ -	\$ -	\$ -	207,465,152 \$	207,465,152
投資有価証券合計	\$ -	\$ -	\$ -	207,465,152 \$	207,465,152

^{*} 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

2026年6月30日現在、レベル3に分類される有価証券はない。

(C) 投資取引および投資収益

中間ファンドの売買は、財務報告の目的において取引日基準で計上される。損益は個別法による取得原価に基づいて計上される。受取利息は、割引額の増加および割増金の償却（該当する場合）を調整した上で、発生主義に基づいて計上される。投資収益は、外国源泉徴収税がある場合には、これを控除した後の金額で計上される。

(D) 分配

本シリーズ・トラストの現在の分配方針は、受益者に対して分配を行わないことである。したがって、本シリーズ・トラストのすべての純収益および実現キャピタルゲインは再投資され、純資産価額に反映される。ただし、管理会社の裁量により分配が行われる場合がある。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

財務諸表注記（続き）

2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）

（単位：米ドル）

(E) 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、米ドル建て現金および短期金融商品（マネーマーケット・ファンド、銀行預金、譲渡性預金、その他の商品を含むが、これらに限定されない）を保有する場合がある。

2026年6月30日現在、本シリーズ・トラストは現金および現金同等物として以下の残高を保有していた：

	2026年6月30日
現金	\$ -
定期預金	9,181,957
合計	\$ 9,181,957

(F) 中間ファンドへの投資

投資運用会社は、原則として、純資産価額のほぼ全額を中間ファンドに投資する。中間ファンドは米ドル建てであり、他通貨へのヘッジは行われない。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産には投資を行わない。

本シリーズ・トラストは、その資産の実質的にすべてが中間ファンドに投資されるよう、中間ファンドへのフィーダー・ファンドとして機能する。本シリーズ・トラストの資産の大半は中間ファンドに投資されるため、本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、中間ファンドの投資戦略のパフォーマンスに依存する。その結果、受益者は、本シリーズ・トラスト固有のリスクに加え、中間ファンドへの投資に伴うリスクに間接的にさらされることになる。

3. 法人所得税

本シリーズ・トラストは、その税務上の地位に関して、ケイマン諸島の法律の適用を受ける。ケイマン諸島の現行法の下では、本シリーズ・トラストを構成する資産、または本シリーズ・トラストから生じる収入、あるいはその資産や収入に関連する受益者に対して、利益、収入、譲渡益、評価益に対する税金や関税、あるいは遺産税や相続税に類する税金は課されない。本シリーズ・トラストによる分配金、または受益証券の買戻しに伴う純資産価額の支払いに関して、源泉徴収税は課されない。その結果、財務諸表には法人所得税等の引当金は計上されていない。

本シリーズ・トラストは、原則として、米国連邦所得税上の目的において、米国における事業または商業活動に従事しているとみなされることを回避するよう、その活動を行うことを意図している。具体的には、本シリーズ・トラストは、1986年内国歳入法（改正）におけるセーフハーバー規定の適用を受けることを意図しており、同規定に基づき、本シリーズ・トラストの活動が自己勘定による株式、有価証券、または商品の取引に限定される場合、本シリーズ・トラストは当該事業に従事しているとはみなされない。本シリーズ・トラストの所得が、本シリーズ・トラストが営む米国の事業と実質的に関連している場合、本シリーズ・トラストが米国源泉から得る特定の種類の所得（配当および特定の種類の利子所得を含む）は30%の米国税の対象となり、かかる税金は通常、当該所得から源泉徴収される。

税務上の不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（米国財務会計基準審議会（FASB）会計基準編纂書（ASC）第740号）では、受託会社に対し、本シリーズ・トラストの税務上の立場が、当該立場の技術的妥当性に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続きの解決を含め、税務調査において認められる可能性が高いかどうかを判断することを義務付けている。「起こらない可能性よりも起こる可能性が高い（more likely than not）」の閾値を満たす税務上のポジションについては、財務諸表に認識される税額は、所管の税務当局との最終的な決着において実現する可能性が50%を超える最大の便益により減額される。本シリーズ・トラストの経営者は、本シリーズ・トラストの税務上の取扱いを検討した結果、財務諸表において税金引当金は不要であると結論付けた。現在、不確実な税務ポジションに関連する利息や罰金はない。

2026年6月30日現在、調査の対象となっている課税年度は米国以外の主要な税務管轄区域によって異なるが、除斥期間に基づく、事業開始から2026年6月30日までの期間となる。

4. 受益証券

2026年6月30日現在、発行されたすべての受益証券は、純資産に対して100%の持分を保有する1名の受益者名義で保有されている。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド**財務諸表注記（続き）****2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）**

（単位：米ドル）

(A) 受益証券の買付申込み

受益証券は、最低発行規模および最低申込額を満たすことを条件として、初回募集期間（2025年4月1日から2025年4月25日まで（当該両日を含む）、または管理会社が当該受益証券に関してその独自の裁量により決定するその他の期間）において、受益証券1口当たり100米ドルの発行価格で投資家に対して当初募集され、初回クローズング日に発行される。管理会社は、初回募集期間中に受け付けた受益証券の申込総額が1,000,000米ドル、または管理会社が独自の裁量により決定するその他の金額を下回る場合、受益証券を発行しないことを決定することができる。初回募集期間中における受益証券の最低申込総数は500口数とし、それを超える分については1口の整数倍、または管理会社が定めるその他の口数とする。

各販売会社は、申込金額から、申込価格に対して最大3.3%（3.0%に適用税を加えたもの）の範囲内で販売手数料を受け取る権利を有する。なお、当該申込金額とは、当初募集期間中は発行価格を指し、各申込受付日においては、当該申込受付日に対応する評価日に適用される1口当たりの純資産価額に相当する金額を指すものとする。

(B) 買戻し

受益者は、管理事務代行会社が申込代金を受領した受益証券について、各買戻日に管理事務代行会社に対して買戻請求を行うことができる。買戻請求を行うためには、受益者は、別紙2に添付された書式の買戻通知（以下「買戻通知」という）に必要事項を記入し、買戻される口数を明記した上で、当該買戻日が属する月（すなわち、2025年9月より、3月、6月、9月、または12月）の15暦日（当該日が営業日でない場合は、その直前の営業日）の午後6時（東京時間）まで、および／または管理会社が独自の裁量で決定するその他の日時までに受領できるように、管理事務代行会社に提出しなければならない（以下「買戻通知期限」という）。

受益証券に関する各買戻請求は、関連する買戻日を基準として、買戻計算日に処理されるものとする。買戻計算日とは、当該買戻日に関連する評価日から起算して通常、48暦日に1営業日を加えた日以降に到来する日、および／または管理会社がその独自の裁量により決定するその他の日をいう。

1口当たりの買戻価格は、当該買戻日に該当する評価日における1口当たりの純資産価額として算出される（以下「買戻価格」という）。

受益者による当該買戻しに対しては、買戻価格の0.30%に相当する買戻手数料（以下「買戻手数料」という）を支払うものとし、当該手数料は本シリーズ・トラストの残存受益者の利益のために留保される。疑義を避けるため付記すると、買戻価格は、買戻手数料を控除する前の金額を示すものである。

受益者に支払われる買戻代金総額は、0.01米ドル未満を切り捨てて計算される。かかる端数処理から生じる利益は、本シリーズ・トラストの勘定に留保される。

買戻請求期限までに買戻通知を受領した場合、以下に定める場合を除き、当該受益証券は買戻価格で買い戻されるものとする。各買戻日における受益者による買戻請求の最低口数は1口とし、以降は1口単位となる。ただし、管理会社が別途定める場合はこの限りではない。

受益者による受益証券の買戻請求があったことによって、最終買戻し日に行われるものを含め、いかなる時点においても、本シリーズ・トラストによる中間ファンドの持分に関する買戻請求が提出される可能性がある。本シリーズ・トラストによる中間ファンドの持分の買戻請求には、当該中間ファンドの買戻日（各暦四半期の末日）において、買い戻された各中間ファンドの持分に帰属する中間ファンドの純資産価額（NAV）の0.3%に相当する買戻手数料（以下「中間の買戻手数料」という）が課される場合がある。

5. リスク要因

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、主として中間ファンドにより構成される。本シリーズ・トラストの活動は、市場リスク（為替リスク、金利リスク、および価格リスクを含む）、信用リスク、および流動性リスクなど、様々な

金融リスクにさらされている。これらのリスクの管理は、受託会社が承認した方針に基づき、管理会社によって行われる。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド**財務諸表注記（続き）****2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）**

（単位：米ドル）

本シリーズ・トラストは、中間ファンドに投資する他の企業の行動により重大な影響を受ける場合がある。具体的には、中間ファンドの他の受益者が中間ファンドの持分のすべてまたは一部を買い戻す場合、かかる中間ファンドおよび本シリーズ・トラストにおける運営費用はそれに応じて増加する可能性があり、これにより投資リターンが引き下げられる可能性がある。同様に、中間ファンドは、他の受益者による買戻しによりその分散度合いが低下する可能性があり、これによりポートフォリオ全体のリスクが増大する可能性がある。中間ファンドは、同ファンドに対する直接または間接の投資家に対する規制上の制限またはその他の理由により、同ファンドの投資活動を制限する場合や、一部の金融商品への投資が不可能になる場合があり、これにより同ファンドおよび本シリーズ・トラストのパフォーマンスに悪影響が発生する可能性がある。

(A) 市場リスク**(i) 通貨リスク**

本シリーズ・トラストが保有する、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産、現金および現金同等物、ならびにその他の資産および負債は米ドル建てであるため、管理会社は、本シリーズ・トラストの為替リスクへのエクスポージャーはほとんどなく、外国為替レートの実勢水準の直接的な変動によるリスクにはさらされていないと考えている。

本シリーズ・トラストによる中間ファンドに対する投資は、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、公表される場合がある。このような理由から、外国為替レートの変動が、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨への換算時において他通貨の価値が低下するため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。逆に、本シリーズ・トラストの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落すると、その通貨建ての有価証券の価値は上昇する。

(ii) 金利リスク

金利リスクとは、金利が低下すると債券の価格が一般的に上昇し、金利が上昇すると価格が下落するというリスクである。金利の変動は、一般に短期債券よりも長期債券に大きな影響を与える。本シリーズ・トラストは、短期金利または長期金利が急激に上昇する、または本シリーズ・トラストの運営者が予測しない形で変動した場合、損失を被る可能性がある。金利が変動する場合、債券の残存期間は債券価格の変動の度合いを示す数値として参照される場合がある。債券の残存期間が長ければ長いほど、特定の金利変動における債券価格の変動幅も大きくなる。したがって、純資産価額は変動する場合がある。

(iii) 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する投資有価証券、および中間ファンドが保有する証券の市場価格は上昇あるいは下落するものであり、場合によっては急激な、または予測不能な値動きをする可能性がある。証券は、証券市場全体、または証券市場を構成する特定の業種に影響を与える要因により、価値が下落する可能性がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通しの変化、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は一般に、債券よりも価格変動が大きくなる。

(B) 中間ファンドのリスク

本シリーズ・トラストへの投資は、本シリーズ・トラストによる中間ファンドへの投資および持分の保有を通じて、一定のリスクを伴い、受益者を一定の潜在的かつ現実的な利益相反にさらすことになる。本シリーズ・トラストの主な目的は、中間ファンドの持分を取得することにあるため、基礎となる投資機会は当該投資対象ファンドにある。

(C) 信用リスク

信用リスクとは、証券の発行者が期日までに利息の支払いや投資元本の償還を行うことができないリスクを指す。発行者の信用格付けの変更、または発行者の信用力に対する市場の評価の変化は、本シリーズ・トラストの当該発行体に対する投資価値に影響を与える可能性がある。信用リスクの程度は、発行者の財務状況および債務条件の双方に依存する。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

財務諸表注記（続き）

2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）

（単位：米ドル）

(D) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資の購入または売却が困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、重大な市場リスクおよび／または信用リスクを抱えるデリバティブや証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは流動性リスクに対して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。

(E) 保管リスク

受託会社および管理会社のいずれも、本シリーズ・トラストの間接投資の保有分全体についての保管業務を管理していない。保管会社、または保管会社の役割を果たすべく選定されたその他の銀行もしくは証券会社は破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは投資の全体または一部を失う可能性がある。

(F) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社およびその他の当事者、ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社は、特定の状況下において、本シリーズ・トラストの資産から補償を受ける権利を有しており、1口当たりの純資産価値が減少する可能性がある。

(G) 決済リスク

一定の海外市場における決済および清算手続きは、米国、欧州連合および日本のものとは大幅に異なる。海外市場における決済および清算手続き、ならびに取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある（証券の支払いや引渡しにおける遅延など）。時には、一定の外国での決済処理が、証券取引件数の増加に追いついていない場合もある。このような問題により、中間ファンドおよび最終的には管理会社が、本シリーズ・トラストのために取引を実行するのが困難になる可能性がある。管理会社が証券購入の決済ができず、または決済を遅延する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間において本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られるはずのリターンが得られなくなる可能性がある。

中間ファンドおよび最終的には管理会社が証券の売却の決済ができない、または決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

(H) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が本シリーズ・トラストの計算において取引または投資を行う、保管会社などの銀行および証券会社を含む、金融機関およびカウンターパーティには、経営難に直面し、本シリーズ・トラストに対して負うそれぞれの義務について、債務不履行に陥る可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。また、管理会社は、一定の取引を確実に実行するため、本シリーズ・トラストの計算において、カウンターパーティに対して担保を差し入れる場合がある。管理会社は、2026年6月30日に終了する6カ月間において、担保を一切提供していない。

(I) 資産および負債の相殺

本シリーズ・トラストには、認識された資産および負債に関して、財務諸表の利用者が、その財務状態に対するネットティング契約または潜在的な影響を評価できるように、資産負債計算書に表示される資産および負債の相殺による影響を開示することが求められる。かかる認識された資産および負債には、強制力のあるマスター・ネットティング契約もしくは類似の合意の対象となっている、または以下の相殺権の基準を満たす、金融商品およびデリバティブ契約が含まれる。両当事者が互いに確定可能な金額を債務として負っており、本シリーズ・トラストは、当該債務額を他方当事者の債務額と相殺する権利を有し、本シリーズ・トラストは相殺を行う意図があり、かつ、本シリーズ・トラストの相殺権は法的に執行可能である。

本シリーズ・トラストは、資産負債計算書において、いかなる資産または負債についても相殺を行っていない。

(J) 中間ファンドの持分の不存在

本受益証券のリターンは、とりわけ、中間ファンドのパフォーマンスに依存する。受益証券への投資は、受益者に対して中間ファンドの直接持分を与えるものではない。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

財務諸表注記（続き）

2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）

（単位：米ドル）

(K) 本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2030年12月31日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒しで実施される。

6. 報酬、費用、および関連当事者間取引

6.1 報酬および費用

本シリーズ・トラストでは、以下の報酬（年率）が支払われる：

(A) 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、純資産総額の5億米ドル以下に対して0.07%、5億米ドル超10億米ドル以下に対して0.06%、10億米ドル超に対して0.05%を年当たりの報酬として受け取るが、四半期ごとの後払いとし、最低月額報酬は3,750米ドルとする。2026年6月30日に終了する6カ月間において管理事務代行会社が獲得した報酬、ならびに2026年6月30日時点での管理事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

(B) 保管会社報酬

保管会社は、かかる資産の市場実態を踏まえ、資産に基づく報酬および取引手数料、ならびに特殊な処理に伴う手数料および追加手数料（決済済みポジションの0.01%から0.03%の年当たりの保管料、および1取引あたり15米ドルから30米ドルの取引手数料）を受け取る。2026年6月30日に終了する6カ月間において保管会社が獲得した報酬、ならびに2026年6月30日時点での保管会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

(C) 販売報酬

販売会社は、当該クラスに帰属する純資産価値の0.70%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は四半期ごとの後払いで支払われる。販売報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うことができるものとする。2026年6月30日に終了する6カ月間において販売会社が獲得した報酬、ならびに2026年6月30日時点での販売会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

(D) 投資運用会社報酬

投資運用会社は、純資産価値の0.20%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は月ごとに後払いで支払われる。2026年6月30日に終了する6カ月間において投資運用会社が獲得した報酬、および2026年6月30日時点での投資運用会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

(E) 登録事務代行会社報酬

登録事務代行会社は、純資産価値の0.03%を年当たりの報酬として受け取る。登録事務代行会社は、取引1件につき25米ドルを受け取るほか、年間250米ドルの株主サービス手数料、ならびに年間2,400米ドルの外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）施設利用料が適用される。2026年6月30日に終了する6カ月間において登録事務代行会社が獲得した報酬、および2026年6月30日時点での登録事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

(F) 専門家報酬

専門家報酬には、法律顧問および監査報酬が含まれる。2026年6月30日に終了する6カ月間に支払われた報酬、および2026年6月30日時点における未払いの報酬は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

(G) 代行協会員報酬

代行協会員は、純資産価額の0.10%を年当たりの報酬として受け取るものとし、四半期ごとに後払いで支払われる。代行協会員報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2026年6月30日に終了する6カ月間において代行協会員が獲得した報酬、および2026年6月30日時点での代行協会員に対する未払いの報酬は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

(H) 管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は、純資産価額の0.25%を年当たりの報酬として受け取るものとし、四半期ごとに後払いで支払われる。管理会社代行サービス会社報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2026年6月30日に終了する6カ月間において管理会社代行サービス会社が獲得した報酬、および2026年6月30日時点での管理会社代行サービス会社に対して支払われるべき未払いの報酬については、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド

財務諸表注記（続き）

2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）

（単位：米ドル）

(I) 設立費用

設立費用には以下が含まれる：

- (i) 受益証券の発行に関連する募集費用（募集書類の作成および提出に関連する手数料、ならびに当該書類の作成、印刷、翻訳および交付に関わる費用を含むが、これらに限定されない）、および本シリーズ・トラストおよび受益証券のマーケティングに関連する手数料（該当する場合）、ならびに
- (ii) 当初発生したものを除き、本シリーズ・トラストの組成、そのサービス会社の選任、および受益証券の募集に関連するその他の費用。

当該コストおよび費用は、管理事務代行会社が受託会社の代理として本シリーズ・トラストの資産から支払い、5会計年度にわたり償却されるものとする。

6.2 関連当事者間取引

一方の当事者が、他方の当事者を支配する能力を有するか、あるいは財務上または運営上の意思決定において他方の当事者に対して重要な影響力を行使できる場合、両当事者間は関連当事者とみなされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の運営過程における取引を除き、関連当事者とのその他の取引はなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、年当たり12,000米ドルの固定報酬が毎年前払いで支払われるものとし、報酬代行会社が運営費用報酬から支払う。受託会社はまた、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、運営費用報酬から払い戻しを受ける権利を有し、報酬代行会社が支払うものとする。2026年6月30日に終了する6カ月間において受託会社が獲得した報酬、および2026年6月30日時点での受託会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、報酬代行会社報酬の一部として、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

(B) 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産価値の0.15%を年当たりの報酬（以下、「運営費用報酬」という）として受け取るものとする。運営費用報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2026年6月30日に終了する6カ月間において報酬代行会社が獲得した報酬、および2026年6月30日時点での報酬代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、ならびに報酬代行会社による合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬が負担した通常の経費および費用（以下、「通常経費」という）の支払いに責任を負う。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、管理事務代行報酬、保管会社報酬、投資運用会社報酬、代行協会員報酬、管理会社代行サービス会社報酬、販売報酬、監査報酬、設立費用、証券取引に関わるあらゆるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれないあらゆる法律顧問および監査経費、本シリーズ・トラストまたは本トラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、あらゆる保険料、本目論見書および本目論見書補遺46ならびにこれに類するその他の募集書類に関わるあらゆる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入および処分に関するあらゆる税金、法定費用または補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネーロンダリング防止の遵守および監視、本シリーズ・トラストの経済的実体に関連する費用、本シリーズ・トラストの終了または清算に関する費用、ならびに通常は発生しないその他の臨時経費および諸費用の支払いに対する責任を負わない。

運営費用報酬が通常経費を賄いきれない範囲において、報酬代行会社はその不足額について責任を負うものとする。通常経費の支払後に残額がある場合は、本シリーズ・トラストに関する報酬代行会社としての報酬として、報酬代行会社が留保するものとする。

運営費用報酬は、四半期ごとに後払いで支払われるものとし、その額は、最初の発生期間については初回クロージング日から（当該日は含まず）、その他のすべての発生期間については各暦四半期の末日から、それぞれ発生した額とする。

KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド**財務諸表注記（続き）****2026年6月30日に終了する6カ月間（未監査）****（単位：米ドル）****(C) 管理会社報酬**

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理報酬として受け取るものとし、四半期ごとの後払いで支払われる。2026年6月30日に終了する6カ月間において管理会社が獲得した報酬、および2026年6月30日時点での管理会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、報酬代行会社報酬の一部として、損益計算書および資産負債計算書に記載されている。

7. 最近公表された会計基準

2023年12月、FASBは会計基準更新書（ASU）第2023-09号「法人所得税（トピック740）—法人所得税に関する開示の改善」を公表した。ASU 第2023-09号は、開示の一貫性を高め、管轄区域別に法人所得税情報を区分し、有用性が低下した情報を削除するために、法人所得税の定量的および定性的な開示要件を改正するものである。ASU 第2023-09号は、2025年12月15日以後に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。経営者は、ASU 第2023-09号の適用が本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼすことを想定していない。

8. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期的なキャッシュフローを円滑にするために必要な場合、純資産価額の最大10%を上限として借入を行うことができる。2026年6月30日に終了する6カ月間において、本シリーズ・トラストは借入を行わなかった。

9. 後発事象

経営者は、財務諸表が発行された日である2026年8月28日までの後発事象を評価した。本評価の実施にあたり、経営者は、中間ファンドの投資から入手可能な最新の財務情報（2026年8月28日時点）を検討し、同日までの期間において、追加投資が20,268,229米ドル、買戻しが6,888,944米ドル、そして分配はなかったことを確認した。2026年8月28日までに実施した手続きに基づき、重要な修正を要する後発事象は認められなかった。

（２）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載したファンドの投資明細表をご参照ください。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

管理会社の払込済み資本金の額は、2026年7月末日現在735,000米ドル（約1億1,813万円）です。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年7月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	18	2,570,814,986 米ドル
			9,609,816 ユーロ
			55,405,738 豪ドル
			37,576,717,398 円
			4,321,941,212 トルコリラ
	私募	7	98,031,017,575 円
	その他	8	47,023,674,518 円

（３）【その他】

本書提出前6ヶ月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

- a. 管理会社の直近2事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日までおよび2025年1月1日から2025年12月31日まで）の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング（安永会計師事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益およびその他の包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	160,000	25,715	170,000	27,322
その他の収入	4	28,950	4,653	62,322	10,016
		<u>188,950</u>	<u>30,368</u>	<u>232,322</u>	<u>37,339</u>
費用					
監査報酬		6,489	1,043	4,340	698
取締役報酬	9(c)	107,606	17,294	107,053	17,206
その他費用		2,457	395	5,015	806
費用合計		<u>116,552</u>	<u>18,732</u>	<u>116,408</u>	<u>18,709</u>
税引前利益		72,398	11,636	115,914	18,630
税金	5	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期利益および 当期包括利益合計		<u>72,398</u>	<u>11,636</u>	<u>115,914</u>	<u>18,630</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2025年12月31日

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	160,000	25,715	170,000	27,322
同系列子会社に対する債権	9(a)	-	-	864	139
現金および現金同等物	6	2,153,157	346,055	1,955,991	314,367
資産合計		<u>2,313,157</u>	<u>371,771</u>	<u>2,126,855</u>	<u>341,828</u>
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	-	-	23,303	3,745
同系列子会社に対する債務	9(b)	137,218	22,054	-	-
未払金		4,328	696	4,339	697
負債合計		<u>141,546</u>	<u>22,749</u>	<u>27,642</u>	<u>4,443</u>
純資産		<u>2,171,611</u>	<u>349,021</u>	<u>2,099,213</u>	<u>337,386</u>
株主資本					
資本金	8	735,000	118,129	735,000	118,129
利益剰余金		<u>1,436,611</u>	<u>230,892</u>	<u>1,364,213</u>	<u>219,256</u>
株主資本合計		<u>2,171,611</u>	<u>349,021</u>	<u>2,099,213</u>	<u>337,386</u>

Nicolas Henri Jean Papavoine
取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	株式 資本		利益 剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1日現在	735,000	118,129	1,248,299	200,627	1,983,299	318,756
当期利益および 当期包括利益合計	-	-	115,914	18,630	115,914	18,630
2024年12月31日および2025 年1月1日現在	735,000	118,129	1,364,213	219,256	2,099,213	337,386
当期利益および 当期包括利益合計	-	-	72,398	11,636	72,398	11,636
2025年12月31日現在	735,000	118,129	1,436,611	230,892	2,171,611	349,021

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		72,398	11,636	115,914	18,630
調整：					
受取利息	4	(28,760)	(4,622)	(62,436)	(10,035)
		43,638	7,013	53,478	8,595
運用手数料未収入金の減少		10,000	1,607	15,000	2,411
直接持株会社に対する債務の（減少）／増加		(23,303)	(3,745)	6,551	1,053
同系列子会社に対する債務の増加		137,218	22,054	-	-
同系列子会社に対する債権の減少		864	139	-	-
未払取締役報酬の減少		-	-	(428,396)	(68,852)
未払金の減少		(11)	(2)	(2,097)	(337)
営業活動より生じた／（に使用した）現金		168,406	27,066	(355,464)	(57,130)
受取利息	4	28,760	4,622	62,436	10,035
営業活動による／使用した正味キャッシュ・フロー		197,166	31,689	(293,028)	(47,095)
現金および現金同等物の純増（減）額					
		197,166	31,689	(293,028)	(47,095)
期首における現金および現金同等物		1,955,991	314,367	2,249,019	361,462
期末における現金および現金同等物		2,153,157	346,055	1,955,991	314,367
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	2,153,157	346,055	1,955,991	314,367

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

1. 会社情報

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド（Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

会社の最終持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。2025年7月14日より前に、取締役会はクレディ・スイス（香港）リミテッドを直接持株会社としての機能を担うものと考えていた。2025年7月14日、会社の直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全株式を、会社の中間持株会社であるUBS AGに売却および譲渡することに関して、株式譲渡契約を締結した。2025年7月14日付で、取締役会はUBS AGを会社の直接持株会社とみなした。

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

これらの財務諸表は米ドル（「USD」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

2.2 会計方針の変更と開示事項

会社は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から発効する特定の会計基準および改訂を（特段の定めがない限り）初めて適用した。会社は、公表されているが、未だ発効していない他の基準、解釈指針または改訂を早期適用していない。

UBS マネジメント（ケイマン） リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.2 会計方針の変更と開示事項（続き）

IAS第21号の改訂：交換可能性の欠如

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる「交換可能性の欠如（IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂）」では、事業体はどのように交換可能性を判定すべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかを規定している。また本改訂では、他の通貨に交換可能でないことが会社の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はない。

2.3 公表されているが、未だ発効していないIFRS会計基準

2025年12月31日を末日とする会計年度に関して公表されているが、未だ発効していない新規および改訂されたIFRS会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用していない。新規および改訂IFRS会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

IFRS第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、IASBはIAS第1号財務諸表の提示に置き換わるIFRS第18号を発表した。IFRS第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

また本基準では、経営陣が定める新たに定義された業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、さらに基本財務諸表（PFS）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集約および分解に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、IAS第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、限定的範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。IFRS第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。IFRS第18号は遡及適用される。

会社は現在、この新たな要件を分析するとともに、IFRS第18号が会社の財務諸表の表示および開示に与える影響を評価している。

IFRS第9号およびIFRS第7号の改訂：金融商品の分類および測定

2024年5月、IASBは「IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂：金融商品の分類および測定の改訂」（本改訂）を公表した。本改訂には以下が含まれる：

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.3 公表されているが、未だ発効していないIFRS会計基準（続き）

- ・ 金融負債は「決済日」に認識が中止されることの明確化、および（特定の条件を満たす場合に）電子決済システムを用いて決済された金融負債を決済日前に認識を中止する会計方針の選択の導入
- ・ 環境・社会・ガバナンス（ESG）および同様の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス
- ・ 「ノンリコースの特性」、および契約上リンクしている金融商品の特徴の明確化
- ・ 偶発的要素を有する金融商品に関する開示の導入、およびその他の包括利益（OCI）を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する追加的な開示要件

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。ただし、金融資産の分類および関連する開示に限り、早期適用が認められる。会社は、本改訂の適用による会社の財務諸表への重要な影響は予想していない。

IFRS会計基準の年次改善 - 第11集

2024年7月、IASBはIFRS会計基準の定期的な維持管理の一環として、9つの限定的な範囲での改訂を公表した。本改訂には、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第7号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンス、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第10号「連結財務諸表」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の明確化、簡素化、および基準間での一貫性を高めるための修正または変更が含まれる。

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3. 重要性のある会計方針**関連当事者**

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
 - i) 会社を支配している、または共同支配している。
 - ii) 会社に重要な影響を与える。
 - iii) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

または

- b) 当該当事者は、以下の条件のいずれかに該当する事業体をいう。
- i) 事業体と会社が同一グループのメンバーである。
 - ii) 一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
 - iii) 事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。

UBS マネジメント（ケイマン） リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

- iv) 一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
- v) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- vi) 当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- vii) (a)(i)に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
- viii) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなり短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品：

(i)分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、

- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・ 金融資産の運用に関する事業モデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

UBS マネジメント（ケイマン） リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「SPPI」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「FVPL」）

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（SPPI）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

FVPLで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にFVPLにより測定すると指定された場合は、金融負債はFVPLにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、FVPLで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

金融商品：

(ii) 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買（通常取引）は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

(iii) 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（純損益を通じて公正価値で測定するものを除く）は、公正価値に、取得または発行に直接起因する増分コストを加算した金額で当初測定を行う。

(iv) 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される。

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品について認識が中止されたとき、または減損が生じたとき、ならびに償却プロセスを通じて、その損益が純損益として認識される。

実効金利法（「EIR」）は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格（純額）へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失（「ECL」）は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

(v) 認識の中止

以下の場合、金融資産（または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部）の認識は中止される。

・ 金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または

・ 会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは（a）会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または（b）会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

UBS マネジメント（ケイマン） リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失（「ECL」）アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または負債の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値／売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

UBS マネジメント（ケイマン） リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ（実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用）およびインカムアプローチ（入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル）などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

- レベル1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）。
- レベル2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法
- レベル3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する（全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく）。

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

4. 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益およびその他の収入は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	160,000	170,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	28,760	62,436
純為替差損益	190	(114)
	28,950	62,322

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

5. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6. 現金および現金同等物

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
銀行預金	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

7. 運用手数料未収入金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
運用手数料未収入金	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株（2024年：735,000株）普通株式		
1株につき1米ドル（2024年：1米ドル）	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

8. 資本金（続き）

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する／に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
同系列子会社に対する債権	(a)	-	864
同系列子会社／直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) 同系列子会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 注記 1 に記載のとおり、2025年 7 月14日付で、直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全持分を、会社の中間持株会社である UBS AGに譲渡する株式譲渡契約を締結した。同日付での取引完了に伴い、クレディ・スイス（香港）リミテッドは直接持株会社ではなくなり、取締役会は同社を会社の同系列子会社とみなしている。当該残高は、クレディ・スイス（香港）リミテッドが 会社

代わって負担し支払った費用を表わしている。この未払金は、無担保かつ無利息で要求払い債務である。

UBS マネジメント（ケイマン） リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

9. 関連当事者間取引（続き）

関連当事者との取引

2025年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

最大エクスポージャーおよび期末のステージ分類

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、会社の与信方針（過大なコストや労力をかけずに入手可能な他の情報がある場合を除き、主に過去の情報に基づいている）に基づく信用度および信用リスクに対する最大エクスポージャー、ならびに期末のステージ分類を示している。記載されている金額は、金融資産については総額での帳簿価額であり、金融保証契約については信用リスクへのエクスポージャーである。

2025年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化された アプローチ	
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	-	-	-	160,000	160,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	2,153,157	-	-	-	2,153,157
合計	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

2024年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化された アプローチ	
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
同系列子会社に対する債権	864	-	-	-	864

運用手数料未収入金	-	-	-	170,000	170,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	1,955,991	-	-	-	1,955,991
合計	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い	3カ月未満	3カ月から 12カ月	満期なし	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
2025年12月31日					
金融負債					
同系列子会社に対する 債務	137,218	-	-	-	137,218
	137,218	-	-	-	137,218

	要求払い	3カ月未満	3カ月から 12カ月	満期なし	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する					
債務	23,303	-	-	-	23,303
	23,303	-	-	-	23,303

UBS マネジメント（ケイマン） リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理報酬としてそれぞれ5,000米ドル（2024年：5,000米ドル）を受け取っているが、2025年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）
米国リート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）*
プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
日本エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
ブラジル株式αファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）
AMPオーストラリアREITファンド（適格機関投資家限定）*
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド（適格機関投資家限定）*
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド
（適格機関投資家限定）*
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）*
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定）
米国・地方公共事業債ファンド
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド（適格機関投資家限定）
外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI-ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド
豪ドル建て短期債券ファンド*
インサイト・アルファ
USダイナミック・グロース
プレミアム・キャリー戦略ファンド
BSMDグローバル・アドバンテージ
ダイワ・Wil3号 ベンチャーキャピタル・ファンド

ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

東海東京ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ（続き）

LGTグローバル・プライベート・クレジット・ファンド

KKRプライベート・マーケッツ・エクイティ・ファンド

UBSトリプルインカム欧州銀行株式 ストラテジーファンド#

UBS欧州不動産関連株ストラテジー・ファンド#

UBS米国銀行株式ストラテジー・ファンド#

UBSテキサス州株式ストラテジー・ファンド#

UBS米国債ファンド#

コロンビアUSコントラリアン・ファンド#

UBSオーストラリア リート ストラテジー・ファンド#

UBSストラテジー・ファンド#

* 当該ファンドは2025年に終了。

当該ファンドへの拠出は2025年に行われ、同年において管理報酬は発生していない。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2026年5月22日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
REVENUE			
Management fee income	4	160,000	170,000
Other incomes	4	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>
		<u>188,950</u>	<u>232,322</u>
EXPENSES			
Audit fee		6,489	4,340
Directors' fee	9(c)	107,606	107,053
Other expenses		<u>2,457</u>	<u>5,015</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,552</u>	<u>116,408</u>
PROFIT BEFORE TAX		72,398	115,914
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>72,398</u>	<u>115,914</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
ASSETS			
Management fee receivables	7	160,000	170,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	-	864
Cash and cash equivalents	6	2,153,157	1,955,991
Total assets		<u>2,313,157</u>	<u>2,126,855</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	-	23,303
Amount due to a fellow subsidiary	9(b)	137,218	-
Accruals		4,328	4,339
Total liabilities		<u>141,546</u>	<u>27,642</u>
NET ASSETS		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,436,611</u>	<u>1,364,213</u>
Total equity		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2025

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024 and 1 January 2025	735,000	1,364,213	2,099,213
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>72,398</u>	<u>72,398</u>
At 31 December 2025	<u>735,000</u>	<u>1,436,611</u>	<u>2,171,611</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		72,398	115,914
Adjustments for:			
Interest income	4	<u>(28,760)</u>	<u>(62,436)</u>
		43,638	53,478
Decrease in management fee receivables		10,000	15,000
(Decrease)/increase in amount due to an immediate holding company		(23,303)	6,551
Increase in amount due to a fellow subsidiary		137,218	-
Decrease in amount due from a fellow subsidiary		864	-
Decrease in directors' fee payable		-	(428,396)
Decrease in accruals		<u>(11)</u>	<u>(2,097)</u>
Cash generated from/(used in) operating activities		168,406	(355,464)
Interest income received	4	<u>28,760</u>	<u>62,436</u>
Net cash flows from/(used in) operating activities		<u>197,166</u>	<u>(293,028)</u>
NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS			
		197,166	(293,028)
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

The ultimate holding company of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. Prior to 14 July 2025, the directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company. On 14 July 2025, the Company's immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to sell and transfer its entire shareholding in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Effective from 14 July 2025, the directors regarded UBS AG as the Company's immediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company applied for the first-time certain standards and amendments, which are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 (unless otherwise stated). The Company has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

Amendments to IAS 21: Lack of exchangeability

For annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025, Lack of Exchangeability – Amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* specifies how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the Company's financial performance, financial position and cash flows. The amendments did not have a material impact on the Company's financial statements.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and amended IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2025 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

The standard also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently analyzing the new requirement and assessing the impact of IFRS 18 on the presentation and disclosure of the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Amendments to IFRS 9 and IFRS 7: Classification and Measurement of Financial Instruments

In May 2024, the IASB issued *Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments* (the Amendments). The Amendments include:

- A clarification that a financial liability is derecognised on the 'settlement date' and the introduction of an accounting policy choice (if specific conditions are met) to derecognise financial liabilities settled using an electronic payment system before the settlement date
- Additional guidance on how the contractual cash flows for financial assets with environmental, social and corporate governance (ESG) and similar features should be assessed
- Clarifications on what constitute 'non-recourse features' and what are the characteristics of contractually linked instruments
- The introduction of disclosures for financial instruments with contingent features and additional disclosure requirements for equity instruments classified at fair value through other comprehensive income (OCI)

The Amendments are effective for annual periods starting on or after 1 January 2026 with early adoption permitted for classification of financial assets and related disclosures only. The Company does not anticipate that the amendments will have a material effect on the Company's financial statements.

Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11

In July 2024, the IASB issued nine narrow scope amendments as part of its periodic maintenance of IFRS accounting standards. The amendments include clarifications, simplifications, corrections or changes to improve consistency in IFRS 1 First-time Adoption of International Financial Reporting Standards, IFRS 7 Financial instruments: Disclosure and its accompanying Guidance on implementing IFRS 7, IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 10 Consolidated Financial Statements and IAS 7 Statements of Cash Flows.

The amendments will be effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026. Earlier application is permitted and must be disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following conditions applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments

(i) **Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments

(ii) Recognition

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) Initial measurement

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable

Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

4. REVENUE AND OTHER INCOME

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2025 USD	2024 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	28,760	62,436
Foreign exchange differences, net	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2025 USD	2024 USD
Cash at bank	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2025 USD	2024 USD
Management fee receivables	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
 (An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

8. SHARE CAPITAL

	2025 USD	2024 USD
Issued and fully paid:		
735,000 (2024: 735,000) ordinary shares of USD1 (2024: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	-	864
Amount due to a fellow subsidiary/an immediate holding company	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) As disclosed in Note 1, on 14 July 2025, the immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to dispose of its entire equity interest in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Upon completion of the transaction on the same date, Credit Suisse (Hong Kong) Limited ceased to be the immediate holding company and has been regarded by the directors as the Company's fellow subsidiary. The balance represents expenses incurred and paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, non-interest bearing, and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2025, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) *Market risk*

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollar is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2025 and 2024, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements. The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

Maximum exposure and year-end staging

The tables below show the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the Company's credit policy, which is mainly based on past due information unless other information is available without undue cost or effort, and year-end staging classification as at 31 December 2025 and 2024. The amounts presented are gross carrying amounts for financial assets and the exposure to credit risk for the financial guarantee contracts.

31 December 2025

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Management fee receivables	-	-	-	160,000	160,000
Cash and cash equivalents					
- Not yet past due	2,153,157	-	-	-	2,153,157
Total	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

31 December 2024

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Amount due from a fellow subsidiary	864	-	-	-	864
Management fee receivables	-	-	-	170,000	170,000
Cash and cash equivalents					
- Not yet past due	1,955,991	-	-	-	1,955,991
Total	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2025					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to a fellow subsidiary	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to an immediate holding company	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
 (An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2024: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2025.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US Municipal Bond Fund
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Meister's Collection
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund
 PIMCO Short Term Strategy
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
 AUD Short Term Bond Fund*
 Insight Alpha
 US Dynamic Growth
 Premium Carry Strategy Fund
 BSMD Global Advantage
 Daiwa WiL Ventures III, L.P. Fund
 Japan Equity Premium Strategy Fund
 Global Select Carry Strategy Fund
 Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund
 LGT Global Private Credit Fund
 KKR Private Markets Equity Fund
 UBS Triple Income European Bank Equity Strategy Fund#
 UBS European Retail Estate Strategy Fund#
 UBS US Bank Equity Strategy Fund#
 UBS State of Texas Equity Strategy Fund#
 UBS US Treasuries Fund#
 Columbia US Contrarian Fund#

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

UBS Australia REIT Strategy Fund#
UBS Strategy Fund#

* The funds were terminated during 2025.

The funds were entered during 2025, no management fee was charged for 2025.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently intend to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 22 May 2026.

(2) 【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

独立監査人の報告書

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社）

意見

当監査法人は、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）の2025年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針に関する情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程（以下、「規程」という）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書（続き）

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング
公認会計士
香港
2026年5月22日

Independent auditor's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

22 May 2026

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。